

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年11月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(徳須恵川定期縦横断測量業務に伴う3級水準測量)
- 2 作業期間 平成30年11月12日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域 唐津市及び伊万里市